



(公社) 通販協第 25-49 号
平成 25 年 8 月 29 日

会員各位

公益社団法人 日本通信販売協会
事務局

消費増税に関する質問への回答について（お知らせ）

去る 8 月 7 日、財務省、公正取引委員会、消費者庁の担当官を招き、消費税増税に関する特別措置法とガイドラインの説明会を開催しました。その際、参加各社から特別措置法だけでなく、国税庁から発表されている通信販売に関する経過措置等に関する質問が多く寄せられました。

そこで、協会として財務省に対し質問を提出していましたが、このほど回答がありましたので下記の通りお知らせいたします。ただし財務省によりますと、この回答はあくまで一般的な取り扱いについてであり、個々の課税関係について質問がある場合は、所轄税務署に尋ねることとされていますのでよろしくお願い申し上げます。

なお今後、このほかに行政当局から見解が示され場合は、再度会員各社に対しお知らせいたします。

記

Q1.3月31日までに受注して、4月1日以降にお届けする場合は、新税率が適用されるが、消費者は自分が提示された取引条件として旧税率による価格を見て注文している、あるいは3月31日までは旧税率だと思うので、お届けが4月1日以降になるのは通販会社の事情であるため、新税率に納得されない。そこで通販会社が差額3%を負担することは問題ないか。広告にその旨を表示しなければ良いか。

A.消費税転嫁対策特別措置法第3条による規制は、事業者間取引に適用されるものであるため、ご質問にあるような対消費者取引には適用されません。

また、表示に関しては、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置は平成25年10月1日以降に行われる表示が規制の対象となり、4月1日以降供給される商品についての表示が「通販会社が増税分の差額3%を負担する」旨の表示である場合は禁止される表示に該当します。

なお、「広告にその旨を表示しなければ良いか」とのことですが、本規制はあくまで表示の規制であるので、その表示そのものをしていないのであれば問題とならないと考えられますが、本件における表示については、事業者が商品等の供給の際に利用するあらゆる表示（口頭も含め）が対象となりますので、ご注意をいただければと考えます。

Q2.通販に関する経過措置は実質的にカタログ等の印刷媒体についてのみあてはまるも

であって、現在、広告、受注の手段として増加大幅に増加しているネット広告、テレビなどの電波



媒体は経過措置の適用が困難である。指定日前に取引条件を提示したかどうかはどのようにして、判断されるのか。

A.通信販売に係る条件の提示に利用する媒体が何であるかを問わず、平成25年9月30

日までに商品の内容や価格等の販売条件を提示し(又は提示する準備が完了し)、その提示された販売条件に基づいて平成26年3月31日までに申し込まれたものであることを、事業者側において書類等により明らかにしている場合には、通信販売の経過措置が適用されます。

(考え方)

通信販売(不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいい、第一項に規定する契約に係る販売を除く。)の方法により商品を販売する事業者が、平成25年9月30日までにその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年3月31日までに申込みを受けて当該提示した条件に従って平成26年4月1日以後に商品を販売するときは、その商品の販売については、旧税率が適用されます(改正令附則第5条《予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置》第3項)。

したがって、①平成25年9月30日までに通信販売を行う商品の内容や価格等の条件を提示したこと(又は提示する準備が完了したこと)及び②当該条件に基づいて平成26年3月31日までに申込みを受け付けたこと的事实を、事業者側において書類等により明らかにしている(事後的に確認できる)場合には、経過措置が適用されます。

Q3.健康食品、化粧品などは定期購入(初回の注文以後は毎月定期的にお届けするもの。

ただし、お届けの都度、代金を決済し、期間の定めはなく、消費者が断らない限りお届けする仕組み)という方式を採用しているところが多いが、定期購入の取引条件を指定日前に提示すれば、4月1日以降のお届けであっても旧税率の適用はあるか。

A.ご照会の件につきましては、4月1日以降のお届け分について旧税率の適用(経過措置の適用)はありません。

(考え方)

通信販売の経過措置の規定である改正令附則第5条第3項では、「通信販売」の意義について括弧書きで「第1項に規定する契約に係る販売を除く」とされており、この「第1項に規定する契約」とは、書籍その他の物品を「不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給することを約する契約」のことをいいます。

ここでいう「定期的に継続して供給することを約する契約」とは、定期的に行われる継続的供給契約であり、「定期」とは「一定の期間又は期限」をいい、「継続的供給契約」とは「一定の種類のを一定の代金で引き続いて供給する契約。売買契約の一種。一部の供給(例えば、1月分)と代金は個別に対応するが、契約は全体として単一のものであり、前期の不履行を理由に当期の供給について同時履行の抗弁ができる。」ものとされています(注)ので、ご



照会の健康食品や化粧品などの定期購入は、定期的に行われる継続的供給契約と考えられます。

定期的に行われる継続的供給契約に該当することを前提とすると、ご照会の健康食品や化粧品などの定期購入については、改正令附則第5条第1項の予約販売（平成25年10月1日（指定日）前に契約し、平成26年4月1日（施行日）前に対価を領収している定期的に行われる継続的供給契約）の経過措置の適用の有無を判定することとなります。

予約販売の経過措置は、平成26年4月1日（施行日）前に領収した譲渡対価についての規定ですから、ご照会の健康食品や化粧品などの定期購入は、「お届けの都度、代金を決済し」ということですので、平成26年4月1日（施行日）以降のお届け分についての代金は、平成26年4月1日（施行日）以降に領収されることとなりますので、経過措置の適用はありません。

（注）出典：有斐閣法律用語辞典

■お問合せ先：協会事務局（TEL：03-5651-1155）

Email：jadma@jadma.org

事務局：阿部・万場（マンバ）